

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 8 号
件 名	最低賃金の改善を求める意見書の提出について
要 旨	<p>非正規で働いている人たちはふえ続けており，国の統計では40%に近い人たちが非正規となっています。そして，その年収が200万円以下の人たちも年々ふえています。アベノミクスがうまくいっていると安倍首相は言っていますが，その恩恵をこうむっている労働者は大企業で働く人たちがほとんどです。</p> <p>非正規の人たちの時給は，ほとんどが最低賃金に沿った形で決められています。</p> <p>新潟県の最低賃金は昨年の改定により時給731円となりました。2010年6月の政労使合意は，2020年までに最低800円，全国平均1,000円としています。</p> <p>安倍首相も先ごろ毎年3%の引き上げを求めると発言しています。しかし，毎年3%ずつ引き上げても，2025年になっても新潟県の最低賃金は1,000円に届きません。</p> <p>しかも，新潟県の最低賃金は，関東甲信越だけでなく北陸地方を含めても最低額です。新潟と東京の地域間の最賃格差は，今や176円となっており，格差は徐々に広がっています。また，最低賃金と人口の流出は大きく関連しているという統計データもあります。新潟県の人口は年々減り続けています。U・Iターンの制度で戻ってくる人がふえても，高賃金を求めて首都圏へ移り住む人もふえていくのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成28年6月20日 文教経済常任委員会
受 理	平成28年6月13日 第115号

最低賃金引き上げに対する妨げの理由の一つに、支払い能力論というものがあります。こうした点については、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充する必要があります。さらに、底辺の賃金を底上げすれば地域の経済に好循環をもたらすのではないのでしょうか。

市長はここ何年か労働局に対して最低賃金の引き上げを求める要請書を提出しています。議会におかれましても下記のとおり、新潟県の最低賃金引き上げの意見書を新潟労働局に対して提出していただくよう陳情いたします。

記

- 1 新潟県の最低賃金を速やかに1,000円以上に引き上げること。
- 1 全国一律の最低賃金制度を実現すること。